

令和5年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表します。

令和6年1月9日現在

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・北区菅野の一部① ・北区御津新庄の一部② ・北区建部町中田の一部⑤及び建部町西原の一部① ・東区浦間の一部 ・北区御津中山の一部 ・北区建部町西原の一部② 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ・児島小川6丁目の一部及び7丁目の一部 ・老松町2丁目の一部及び3丁目の一部 ・川西町の一部 ・広江1丁目の一部 ・玉島柏島の一部 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
玉野市	<ul style="list-style-type: none"> ・南七区の一部 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
高梁市	<ul style="list-style-type: none"> ・松山の一部（松山D地区） ・松山の一部（松山E地区） 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
新見市	<ul style="list-style-type: none"> ・新見の一部 ・神郷下神代の一部 ・哲多町本郷の一部 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・小童谷の一部 ・延風の一部 ・蒜山下和の一部 ・赤野・向津矢・西原の一部 ・美甘の一部 ・赤野の一部 ・勝山の一部 ・西原の一部 	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和5年度地籍調査事業計画

令和5年4月3日現在

※令和4年度予算繰越地区

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	<ul style="list-style-type: none"> ・新見の一部 ・大佐田治部の一部 ・哲西町矢田の一部 ・高尾の一部 	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで
真庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山の一部 	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで